

議第44号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する
条例

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

4,600	6,100
6,300	8,400
7,100	9,500
7,100	9,500
2,300	3,000
1,700	2,300
1,300	1,800

を

4,730	6,270
6,480	8,640
7,300	9,770
7,300	9,770

に改め、同表備考 2 中「100円」を「10円」に

2,360	3,080
1,740	2,360
1,330	1,850

改め、同備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市文化財建造物保存技術研修センターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。